

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成26年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者やご家族（お子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成26年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られています。申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。（平成26年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

お問い合わせは、「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」へ

☎ 0570-058-555(平成27年3月16日まで)

自動音声でご案内します。自動音声案内に従って番号を押してください。

050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6700-1144をご利用ください。

「(仮称)新岩屋・新尻労風力発電事業 計画段階環境配慮書」の縦覧について

(株)ユーラスエナジーホールディングスが計画している風力発電事業に関して、計画段階における配慮事項をとりまとめた「計画段階環境配慮書」を以下の通り縦覧しております。

- 縦 覧 書 類 (仮称)新岩屋・新尻労風力発電事業 計画段階環境配慮書
- 事業実施想定区域の位置 青森県下北郡東通村 岩屋・尻屋・尻労周辺
- 縦 覧 場 所 東通村役場 2階 経営企画課
※ 右記にて電子縦覧も行います。<http://eeh-development.com/shiniwaya-shinshitsukari/>
- 縦 覧 期 間 平成26年12月5日(金)～平成27年1月9日(金)
- 意見書受付終了日 平成27年1月9日(金)
※ 計画段階環境配慮書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださいか、下記の問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。
- 縦覧・意見書受付時間 9時00分～17時00分(土日・祝日除く)

<お問い合わせ> 株式会社ユーラスエナジーホールディングス

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル7階
電話 03(5405)5337 (担当)野口、桶田

東通牛の特売日！
12月9日・19日・23日・29日
野牛川レストハウスにて、朝10時から販売!!

最高級黒毛和牛の牛肉を
是非ご賞味ください。
最高級の牛肉といわれる黒毛和種は
東通村の特産です。ぜひ、この機会に！

○問い合わせ先

一般社団法人 東通村産業振興公社

〒035-0103 青森県下北郡東通村大字野牛川61-6
TEL.0175(47)2115・(47)2266 FAX.0175(47)2113

